

亀山市告示第164号

地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により送達すべき書類については、その送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく、送達することができないので、同法第20条の2第1項及び亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）第31条において準用する亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月11日

亀山市長 櫻井 義之

1 送達すべき書類を特定するために必要な情報

文書記号番号 亀市第02-1286号

2 送達を受けるべき者の氏名

(1) 大城 智

(2) UEDA VANESSA SUELEN

(3) SHIMOKI MATSUNAGA GIOVANNA MAYUMI

(4) 金城 昇

(5) 西本 公明

(6) 川北 悠平

(7) 田中 心一

(8) 嵯峨 ミドリ

(9) 倉松 良男

(10) 佐古 忠志

(11) 小林 裕一

(12) 乙部 陽菜

(13) 東本 孝博

(14) 井村 康弘

(15) AUNG KO KO WIN

(16) プリ ラム

(17) 市川 絹枝

(18) 穂積 誠二郎

(19) MOHAMED ANWAR MOHAMED AMAZIR HUSAIN

- 3 当該書類は、亀山市市民文化部市民課で保管し、2に掲げる者から申出があったときは、いつでも交付する。